

平成25年度 京都市消費生活総合センターの 主な取組について

年度末に御参集いただくせっかくの機会ですので、当センターの平成25年度の約1年間を振り返りまして、主な取組を消費者教育・啓発を中心に御紹介させていただきたいと思っております。



クーリング・オフマン

消費者教育・啓発事業について

- ①消費生活専門相談員による出前講座(通年)
- ②区民まつりにおける消費者啓発(4月～)
- ③「ベスト消費者サポーター賞」表彰伝達式(5月31日)
- ④くらしの達人消費者標語事業(6月～9月)
- ⑤消費者川柳の募集(通年)
- ⑥市民料理教室(5月, 11月, 12月)
- ⑦健康食品等の送りつけ商法110番(8月)
- ⑧消費者啓発ポスター募集及び作品展開催(9月～1月)
- ⑨大学における消費者講座の開講(9月)
- ⑩消費者カパワーアップセミナーの開催(10月)
- ⑪京都コンシューマーフェスティバル2013の開催(11月)
- ⑫動く消費者講座の実施(11月)
- ⑬消費者問題学習会の開催(2月)
- ⑭消費者団体懇談会の開催(3月)
- ⑮「落語で学ぶ消費者問題」の開催(3月)
- ⑯消費生活センター案内広告等(3月)
- ⑰啓発物品・啓発パンフレットの作成
- ⑱消費生活に関する図書, 視聴覚教材の貸出し(通年)
- ⑲その他の消費者教育・啓発事業について

①消費生活専門相談員等による出前講座

悪質商法の手口や対処法等を分かりやすく説明するため、地域や各団体で取り込まれる研修会や会合等に、消費生活専門相談員を講師として派遣しています。

悪質商法に関する「寸劇」を申込者が希望される際には、ボランティアの「京(みやこ)・くらしのサポーター」をあわせて派遣しています。

平成25年度

- 実施件数:60件(平成25年2月末現在)

(うち「京・くらしのサポーター」の派遣は7件22人)

- 受講者数:2,569人

☆2月末時点でも、前年を大きく上回る申込みをいただいております。多くのサポーターの皆様にもご協力をいただきました。

平成24年度

- 実施件数:50件

(うち「京・くらしのサポーター」の派遣は5件13人)

- 受講者数:2,245人

②区民まつりにおける消費者啓発

各区のふれあいまつりに消費者啓発ブースを出展し、来場者に対する啓発を行いました。

- ・7箇所に参加(24年度は9箇所)
- ・内容は消費者問題に関するクイズを出題し分かりやすく学んでいただくことなどです。
- ・クイズに解答していただいた方には、さまざまな啓発グッズ(と当センター案内チラシ)を差し上げています。



多くの啓発グッズに正義の味方
「クーリング・オフマン」
が登場しています。

区民まつり等への参加状況

主催者から参加のご案内をいただいたところは、基本的にすべて参加しています。

平成25年度

- ・4月 6日(西京区洛西)
- ・5月26日(東山区)
- ・6月 2日(北区)
- ・7月28日(左京区)
- ・9月 8日(伏見区)
- ・10月27日(中京区)
- ・11月23日(山科区)

以上7箇所

(25年度の下京区は、当センターイベントと実施日が重なり、不参加でした。)

平成24年度

- ・4月 7日(西京区洛西)
- ・5月27日(東山区)
- ・6月 3日(北区)
- ・6月10日(京都市公営交通100周年記念フェスタ※)
- ・7月29日(左京区)
- ・10月28日(中京区)
- ・11月11日(下京区)
- ・11月23日(山科区・伏見区)

以上9箇所(※交通局主催で24年度のみ実施。便宜上い
れています。)

啓発クイズについて

ブースに来られるすべての方に楽しんで学んでいただけるよう、大人用、児童用、幼児用の3種類のクイズを用意しています。

クイズ解説は裏面にありますがお一人おひとりにていねいに説明させていただいております。

その際に消費者の皆さんとの会話の中で、普段注意してほしいことなどを直接お伝えできるよい機会になっています。

クイズ(大人用)

京都市文化市民局
消費生活総合センター



消費生活総合センター ○×クイズ

問題を読んで、 に○か、×を記入してください。

① 昨日、ショッピングセンターに行き、婦人服のお店で気に入ったスカートを見つけた。いつもMサイズを着ているので、試着をしないでMサイズを選び、買って帰った。

家で着てみたら、ウエストがきつくて入らなかった。今日、お店に行って、「昨日、買ったばかりだし、レシートもあるので、Lサイズに交換してほしい。」と申し出たが、「できない。」と言われた。交換できないの？

(できる→○ できない→×)

② 4月に○×新聞の勧誘員が自宅に来て、「今購読している新聞の契約が7月に終了するのなら、8月から○×新聞を購読してほしい。」と勧誘され、8月から1年間購読する契約をした。

その後、契約したことをすっかり忘れていたが、6月になって思い出し、「やっぱり読みなれている新聞をやめたくない。」と思い、○×新聞に断りの電話をしたところ、「それはできない。」と言われた。購読開始は2箇月先なのに、本当に断ることはできないの？

(できる→○ できない→×)

こどもクイズ(児童用)

しょうひせいかつそうごう

消費生活総合センター 子どもクイズ



問題を読んで、正しいと思う番号を

きにゆう
に記入してね。

1 「契約」に当たるのはどちらでしょうか？

- ① 同じクラスのお友達と一緒に遊ぶ約束をすること。
- ② コンビニエンスストアでお菓子を買うこと。

※「契約」とは、あなたがお店の人に、「ゲームソフトをください」と言ったときに(申込み)、お店の人が、「分かりました」と言って(承諾)、お金を受け取り、あなたに商品を渡す「約束」のことです。

2 お店でマンガの本を買ったが、家に帰ったらお兄さんも同じ本を買っていたので、返品したいと思いました。正しいのはどちらでしょうか？

- ① お店のレシートを持って、すぐにお店に行けば返品できる。
- ② お店が返品を受け付けなければ返品できない。

こどもクイズ(幼児用)

消費生活総合センター(こどもクイズ)

しょうひせいかつそうごう せんたー

消費生活総合センター こどもクイズ



クーリング・オフマン



(1) ぼくのなまえはどれでしょう？

- ① くーりんぐ おふまん
クーリング・オフマン
- ② こーひー まん
コーヒー・マン
- ③ くりー にんぐ まん
クリーニング・マン

(2) おかあさんと買い物にいったよ。とてものがかわいていたから、ジュースを買ってもらったよ。あとでちゃんとお金をはらうから、レジに行く前に飲んでもいいかな？ どちらかの に○をしてね。

すぐに飲もうかな。

お金をはらうまでがまんするよ。

らくさいさくら祭(小畑川中央公園)

雨天で強い風の吹く中、本市職員2名と、京・くらしのサポーター(ボランティア)2名にもお手伝いいただき、啓発を行いました(4月6日(土))。

風雨がとても強くなり、来場者もなくなったため、2時過ぎにはほぼすべてのブースが撤退することとなりました。



5月

東山区民ふれあいひろば2013 (開晴小中学校グラウンド)

本市職員3名，京くらしのサポーター2名にて啓発を行いました。
サポーターの御協力もあり，ブースには子どもから高齢者の方まで，
たくさんの御来場をいただきました(5月26日(日))。



6月

北区民春まつり～ふれあいまつり2013～ (船岡山公園)

本市職員3名，京くらしのサポーター2名にて啓発を行いました。狭い通路にブースがひしめくように出展していました。

人通りも絶えることがほとんどなく，サポーターの御協力もあり，ブースにはたくさんの御来場をいただきました(6月2日(日)，冊子等配布数約230)。



左京区民ふれあいまつり

(京都市勧業館「みやこめっせ」)

本市職員3名，京くらしのサポーター2名にて啓発を行いました。夏の暑い時期ですが，室内での快適なブース出展となりました。

サポーターさんにもクイズ解説をしていただいております，広いブースにたくさんの御来場をいただきました(7月28日(日)，冊子等配布数約190)。



9月

伏見ふれあいプラザ2013(京都パルスプラザ)

本市職員3名，京くらしのサポーター2名にて啓発を行いました。室内でのブース出展となりました。

天候はあいにくの雨にもかかわらず，ブースにはたくさんの御来場をいただいたため，サポーターさんとともに対応に大忙しとなりました(9月8日(日)，冊子等配布数約270)。



10月

中京区民ふれあいまつり2013 (中京中学校グラウンド)

本市職員4名，京くらしのサポーター2名にて啓発を行いました。ブースにはたくさんの御来場をいただき，サポーターさんともに対応に大忙しとなりました(10月27日(日)，冊子等配布数約430)。



ふれあい“やましな”2013区民まつり (山科中央公園)

今年度最終の区民まつりでした。

本市職員3名，京くらしのサポーター2名で啓発を行いました。

より多くの方とお話ができるよう，クイズ形式を簡易なものに変更したため，最も多くの御来場をいただきました。

実際には，サポーターさんと職員がブースの外に出て，積極的にお声掛け(子どもさんから高齢者まで。市長にも)をさせていただいた効果も大きかったものと考えます。

(11月23日(土・祝)，冊子等配布数約590)。

幼児から小中学生，高齢者までの各階層の方すべてに積極的にお声掛けをさせていただき，契約に関するクイズに答えていただき，あわせてセンターの存在をアピールしました。



クイズに答えていただき，グッズをお渡しするところ



ブースの外にも積極的に出ています。



お子さまにクイズをしていただいているところ



サポーターさんが市長にクイズ出題

③「ベスト消費者サポーター章」表彰伝達式(5月31日)

「ベスト消費者サポーター」は、平成21年の消費者庁設立を契機に「消費者支援活動に顕著な功績があり、広く社会に紹介するに足りると認められた者」に授与されるものとされています。

京・くらしのサポーターとして活動されている中嶋けい子様と同章を授与されたため、消費者庁長官に代わり、文化市民局長から書状と記念品をお渡ししました。

京・くらしのサポーターの皆様には、区民まつり等の啓発イベントや出前講座における寸劇などでも大変な御協力をいただいております。



左から、消費生活センター長、文化市民局長、中嶋けい子様、市民生活部長

④くらしの達人消費者標語事業

○義務教育期の学校・家庭における消費者教育の一環として、子どもたちが消費生活に関心を持ち、自ら考え、行動する契機となるよう、小中学生から消費生活に関する標語を平成12年度から毎年募集しています。

○作品募集、審査など教育委員会とも連携している事業で例年、各学校等を通じて応募があります。

○優秀作品については、作品集を作成し掲載するほか、当センターが発行する情報誌等（啓発物品にも）に掲載しています。

○昨年度の2,264点の応募作品数に対し、今年度は3,247点と約4割の大幅な増加となりました。

テーマ・応募状況など

平成25年度

テーマ

- ①わが家の買物ルール
- ②環境にやさしい暮らし
- ③わたしのインターネットの使い方

応募状況

小学生 665人, 1, 215作品
中学生 1, 211人, 2, 032作品
計 1, 876人, 3, 247作品

入賞

京都市長賞 小中各1点
優秀賞 小中各5点
奨励賞 小25点, 中26点
(被表彰者 計63名)

平成24年度

テーマ

- ①お金の上手な使い方
- ②学校昼食の思い出
- ③わたしのケータイマナー
- ④わが家の節電対策

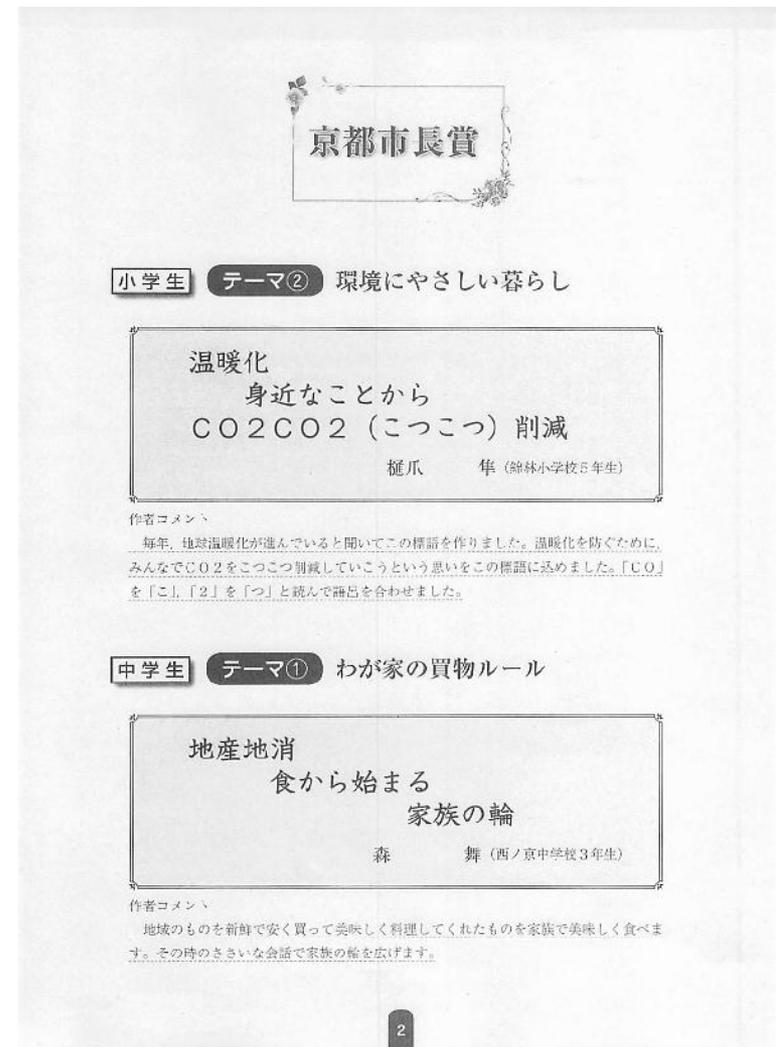
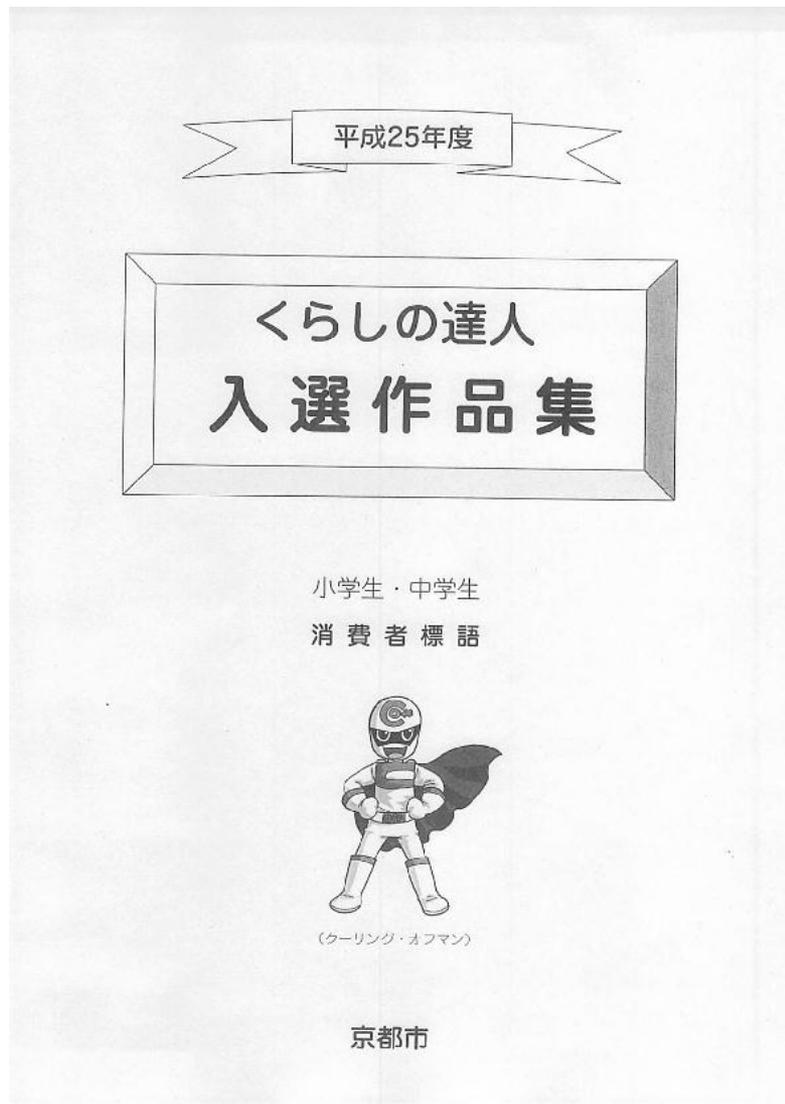
応募状況

小学生 354名, 590作品
中学生 987名, 1, 674作品
計 1, 341名, 2, 264作品

入賞

京都市長賞 小中各1点
優秀賞 小中各5点
奨励賞 小28点, 中26点
(被表彰者 計66名)

作品集(右側の標語が小中学生の市長賞です。)



2月27日

平成25年度「くらしの達人」標語入選者表彰式

文化市民局長，小学校教育指導研究会会長（向島南小学校校長），総合教育センター指導主事，文化市民局市民生活部長から表彰を行いました。



19名の小中学生が出席



保護者の方等もたくさんいらっしゃいました。

⑤消費者川柳の募集

通年

日々の消費生活上の光景や悪質商法への警鐘などを詠んだ「消費者川柳」を随時募集しています。

消費者被害の防止と消費者の自立に向け、市民自らが消費生活についての意識を高める機会とすることを目的としています。

優秀な作品については、当センターが発行する生活情報誌「マイシティライフ」などに掲載させていただいています(3000円分のトラフィカ京カードを進呈)。

平成25年度掲載作品	平成24年度掲載作品
『押し買いに 時代変われし 身につまされ』 (5月 マイシティライフ)	『貴金属 押し買い来たら 押し返せ』 (5月 マイシティライフ)
『確かめて 甘い言葉と その安さ』 (11月 マイシティライフ)	『注意して 無料, 今だけ あなただけ』 (11月 マイシティライフ)
	『のりません うまい話と 飲酒後は』 (12月 京くらしの安心安全情報)

⑥市民料理教室

○旬の魚などを食材とした調理法や京都の伝統的な食文化の継承を図ることを目的に開催しています。

○京都水産協会との共催により年3回実施。

(5月, 11月, 12月)

○会場:ラ・キャリエール クッキングスクール
(中京区河原町三条上る)

○参加費用:1人につき1回1,000円

○毎回,多くの参加希望が寄せられる人気のある取組です。

料理教室の開催状況

応募者多数のため、毎回抽選により参加者を決定しています。（参加者が定員に満たないのは当日欠席者が出たため）

平成25年度

- 包丁教室(5月19日(日))
参加者77名(定員80名)
- 鮭料理教室(11月10日(日))
参加者74名(定員80名)
- 京風おせち料理(12月8日(日))
参加者76名(定員80名)

平成24年度

- 包丁教室(5月20日)
参加者73名(定員80名)
- 鮭料理教室(11月18日)
参加者74名(定員80名)
- 京風おせち料理教室(12月9日)
参加者80名(定員80名)

5月19日(日)「包丁教室」

(魚のさばき方から教えていただきました。)

開会に当たりセンター長挨拶



完成した料理です



- 左上から
○ツバスのオリエンタル風揚げ ヨーグルトソース
添え
○ツバスの塩焼き フレッシュサラダ添え 柚子
胡椒ドレッシング
○ツバスと大根の煮物

11月10日(日)「鮭料理」

参加者の方の調理の様子



完成した料理



- 左上から
- 鮭と冬野菜のスープ
 - 鮭入りカラフルピラフ
 - ハーブ鮭のさっぱりサラダ
 - 鮭の味噌チーズ包み焼

12月8日(日) 市民料理教室「京風おせち料理」

(おせち料理が「作る」からデパート等で「買う」に変化してきている習慣に関して、「週刊金曜日」が本教室に取材に来られました。)

参加者のみなさんの調理の様子



クッキングスクールの講師の方にも教えていただきながら、同じテーブルになった皆さんが協力して料理を作っていきます。

完成した料理



左上から
○カニ身とほうれん草の錦巻
○棒だらと小エビちゃんと金時ニンジンの煮物
○京都米と黒豆のごはん(試食のみ)
○鯛の味噌漬け 紅白なます
○粕汁

⑦健康食品等の送りつけ商法110番

京都府及び京都府警察本部と連携して、初めて「健康食品等の送りつけ商法110番」を開設し、電話による集中相談に取り組みました。

日時：平成25年8月3日(土)、4日(日)

午前10時～午後4時

場所：京都市消費生活総合センター

相談件数：14件(3日：12件、4日2件)

うち、京都市内8件，府内6件

※京都府・京都市の消費生活専門相談員，京都府警生活安全課の警察官が電話対応を行いました。

電話による集中相談日前日(平成25年8月2日)の朝, 地下鉄烏丸駅構内にて, 京都府, 京都府警察とともに啓発を実施しました。
(以下のチラシをポケットティッシュに挟み込んでお配りしました。)

～ 頼んでいない健康食品等の商品が
送つけられたことはありませんか? ～

健康食品等の送つけ商法 110番

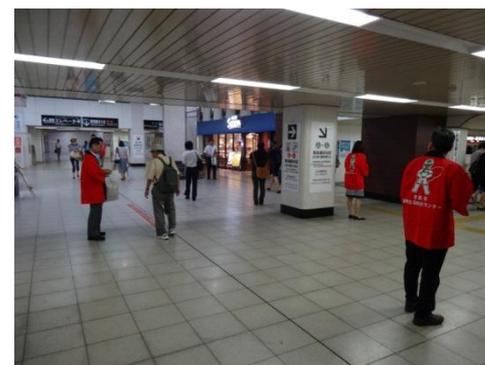
キャンセルは
できません

頼んでいません

- ◇ 期間 平成25年8月3日(土)・4日(日)
- ◇ 時間 午前10時～午後4時
- ◇ 電話 075-256-0800
- ◇ 主催 京都府・京都市・京都府警察本部

注文していない健康食品等を代金引換で高齢者宅に一方的に送りつける、送つけ商法に関するトラブルの御相談が急増しています。
このため、京都府、京都市、京都府警が連携して、休日に電話による集中相談を実施します。
一人で悩まず、まず御相談ください。お待ちしております。

お問合せ先
京都府消費生活安全センター 075-671-0030
京都市消費生活総合センター 075-256-1110
京都府警察本部生活経済課 075-451-9111(内3367)



⑧消費者啓発ポスター募集及び作品展開催

9月～1月

3月



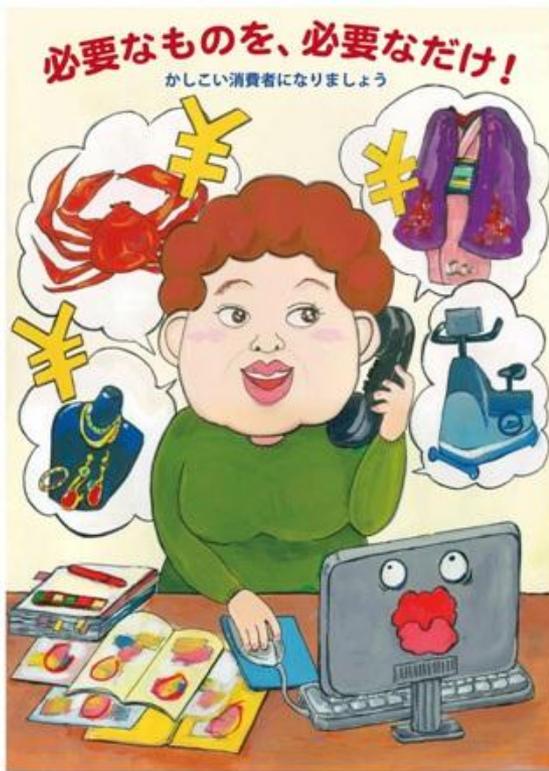
毎日の暮らしの中で、悪質商法の被害に遭わないための心得や、身の回りの製品等を安全に使うためのルールなど、日頃から気を付けていることや家族で決めていることなどを絵で表現したポスターを平成25年9月から平成26年1月まで募集し、17名、23点の応募がありました。

2月に選定した優秀作品5点は、平成26年5月の消費者月間のポスターデザインのほか、啓発グッズのデザインとして使用します。

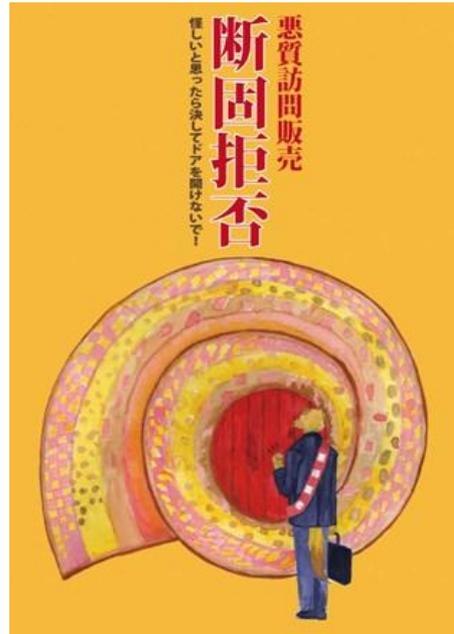
また、応募作品すべてを作品展にて展示します(3月13日～19日。ゼスト御池 市役所前広場にて)。

下記入賞5作品は、消費者月間ポスターのデザイン等に使用するほか、応募作品すべてについて、作品展にて展示します。

最優秀賞



優秀賞



優秀賞



奨励賞



⑨大学における消費者講座の開講

同志社大学と財団法人大学コンソーシアム京都との協働により、平成22年度から同志社大学で開講（京都市の寄付講座として実施）。

<目的>

大学生等が、消費者契約トラブルなどの消費者問題についての現状認識を高め、その解決のため必要な法的知識を習得し、自らのライフスタイルについて考えを深めるよう促進すること

<特色>

- 1 大学に寄付金を交付することにより実施⇒同志社大学
- 2 単位互換科目として複数の大学生が受講可能
⇒大学コンソーシアム京都・単位互換科目を利用
- 3 集中講座による体系的な講義
⇒キャンパスプラザ京都での集中講義（1日3講×5日間の計15講）
- 4 消費者団体との連携による取組
⇒コンシューマーズ京都による講座内容のコーディネート

大学における消費者講座の開講

	平成25年度	平成24年度
名称	消費者問題と現代社会	消費者問題入門
実施日	平成25年9月17日(火)～ 21日(土)の5日間 ※夏期集中講座	平成24年8月22日(水)～ 26日(日)の5日間 ※夏期集中講座
場所	キャンパスプラザ京都 (JR京都駅ビルそば)	
対象者	同志社大学生, 単位互換履修生	
定員(登録者数)	280名(121名)	100名(62名)
備考	平成22～24年度は消費者行政活性化基金により 平成25年度から一般財源により実施	

⑩消費者カパワーアップセミナー2013

10月

くらしに役立つ情報を専門家から直接聴くことのできるセミナーです。

京都市, 京都生活協同組合, コンシューマーズ京都の三者共催で毎年実施しており, 今年度は5つのテーマを設定して開催しました(場所は消費生活総合センター研修室)。

回	日程	テーマ	講師	参加者数
①	10月2日 水曜日	悪質商法にまきこまれないために ～いま, 多発している事例から～	三室 久枝 (消費生活専門相談員)	24名
②	10月8日 火曜日	食事と健康のバランス	飯田 朋子 (管理栄養士・大学生協京阪神 北陸統合事業部)	28名
③	10月16日 水曜日	年金をもっとわかりやすく	藪内 美樹 (ファイナンシャルプランナー・ 京都府金融広報アドバイザー)	23名
④	10月23日 水曜日	エンディングノートのすすめ ～家庭のくらしを滞りなく～	原 強 (コンシューマーズ京都理事長・立命 館大学・仏教大学非常勤講師)	33名
⑤	10月30日 水曜日	介護について理解を深めよう ～妻の介護と仕事の両立, 17年目～	富田 秀信 (男性介護ネットワーク)	24名

(第4回)10月23日

「エンディングノートのすすめ～家庭の暮らしを滞りなく～」

「エンディングノート」とは、万が一のときに必要な情報や家族へのメッセージ、自分史などを1冊にまとめたものだそうです。

「終活」の広がりとともに有効的なツールとして注目されているとのことで、その役割や使い方を教えていただきました。



講義をされているコンシューマーズ京都の
理事長

⑪京都コンシューマーフェスティバル2013

消費者教育推進法の主旨を踏まえ、
お子さまから高齢者の方まで、消費生活について学んでいただくための参加型イベントとして、イオンモール京都にて11月9日(土)、10日(日)の2日間にわたり開催しました。

○ステージでの啓発イベント・各種団体のブースでの啓発の2本立て

◆ステージ

- 消費者教育に関するシンポジウム(ライフステージ別のパネラー)
- ほっかほか“Special”ラジオ公開生放送での府市センターの取組紹介
- 「送りつけ商法」についての寸劇
- 子供向けのウルトラマンクイズ(記念撮影会も)
- 参加者数2,510名(2日間合計)

◆ブース

消費生活総合センター、保健医療課、京エコロジーセンターなど本市関係機関をはじめ、消費者・事業者団体に出展の御協力をいただきました。

イベント案内チラシ

京都コンシューマーフェスティバル2013

～消費カステップアップのために～

お子さまから高齢者の方まで、消費生活について学んでいただく参加型イベント。
安心安全な消費生活を営むために、みんなで「自立した消費者」になりませんか。
目指せ、消費者力アップ!

日時: 平成25年 **11月9日(土)・10日(日)**
両日とも10:30～17:00 ※パネル展示は10:00～

会場: **イオンモールKYOTO Sakura館1階センターコート**
京都市南区西九条烏居口町1番地(京都駅八条口徒歩5分)
※当日会場にお越しの際は、公共交通機関を御利用ください。



クーリング・オフマン

家庭用電気
製品による
事故の事例紹介

知って得する
消費者クイズ

手洗い
チェック体験

悪質商法に
立ち向かえ!!

さかなの名前
わかるかな?
クイズ

自分で電気を
作ってみよう!

お札の偽造防止
技術を見てみよう!

主催: 京都市文化市民局市民生活部消費生活センター ☎075-256-1110

ウルトラマンと遊ぼう & 記念撮影会

9日(土) 1回目11:00～ 2回目16:00～
10日(日) 1回目10:30～ 2回目16:00～

ウルトラマンやお姉さんと一緒に、
クイズで楽しく遊びながら学ぼう。



©円谷プロ

～しっかり学んで、楽しい消費生活～
ほっかほか“Special”ラジオ
in コンシューマーフェスティバル
10日(日) **KBS京都Radio**
公開生放送 12:00～13:00
オフイベント 13:00～14:00
出演/笑福亭晃瓶、中村薫

消費者教育に関するトークショーをメインに、わかりやすく
消費生活についてお話します。ゲストとして(公財)消費者
教育支援センターの柿野成美さんをお迎えします。



上記ステージイベントほか、シンポジウム・展示ブースなど盛り沢山! 詳しくは、裏面を御覧ください。

京都コンシューマーフェスティバル2013



クーリング・オフマン

ステージイベントタイムテーブル

11月9日(土)

- 10:30 オープニングトーク
オープニングアクト、B-T R I B E ダンス
京都市長挨拶、イベント概要説明
B-T R I B E ステージ
- 11:00 **ウルトラマン**と遊ぼう&記念撮影会
- 12:00 消費生活 映像PR
「あんなこと、こんなこと」
- 13:00 暮らしに身近なお金の知識
京都府金融広報委員会
「送りつけ商法」について
桂生活学校
- 14:00 過去の事故情報の紹介、注意喚起
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
- 暮らしに身近なお金の知識
京都府金融広報委員会
- 15:00 「送りつけ商法」について
桂生活学校
過去の事故情報の紹介、注意喚起
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
- 16:00 **ウルトラマン**と遊ぼう&記念撮影会
エンディングトーク

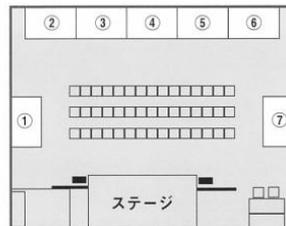


11月10日(日)

- 10:30 オープニングトーク
ウルトラマンと遊ぼう&記念撮影会
- 11:00 消費者教育に関するシンポジウム
ライブステージ別にパネラーに登場していただき、
「消費者教育」をテーマにお話しいただきます。
パネラー:京都府金融広報委員会
大学生協京滋ブロック
コンシューマーズ京都
北区元町学区ふれあいサロン(協賛)
ゲストパネラー:(公財)消費者教育支援センター
主任研究員 柿野成美氏
- KBS京都Radio**
～しっかり学んで、楽しい消費生活～
ほっかほか“Special”ラジオ
in コンシューマーフェスティバル
- 12:00 ◆公開生放送
- 13:00 ◆オフイベント
出演:笑福亭晃瓶
中村薫
- 14:00 消費生活 映像PR「あんなこと、こんなこと」
- 14:30 ケータイ安全教室
- 15:00 消費生活 映像PR「あんなこと、こんなこと」
- 15:30 ケータイ安全教室
- 16:00 **ウルトラマン**と遊ぼう&記念撮影会
エンディングトーク



展示ブース



- ① 自分で電気を作ってみよう! ～自分で作った電気を使っておもちゃを動かしてみよう!～
京エコロジーセンター
- ② お札の偽造防止技術を見てみよう!
京都府金融広報委員会
- ③ 知って得する消費者クイズ
特定非営利活動法人コンシューマーズ京都
- ④ 家庭用電気製品による事故の事例紹介
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
- ⑤ さかなの名前わかるかな?クイズ
京都消費生活有資格者の会
- ⑥ 相談員と学ぼう! 消費生活クイズ～この問題、わかるかな?～
文化市民局市民生活部消費生活総合センター
- ⑦ 手洗いチェック体験 ～あなたの手洗い大丈夫?～
保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

平成25年10月発行 京都市印刷局254564号

イベントのようす



消費者教育に関するシンポジウム
(ライフステージ別のパネラー)



ウルトラマンと遊ぼう&記念撮影会



ほかほか“Special”ラジオ公開生放送での
京都市・京都府センターの取組紹介



各団体の消費者啓発ブース
(手前は消費生活総合センターのブースです。)

⑫「動く消費者講座」

市民の皆さま自ら「見て」、「聴いて」、「確かめ」、「体験」しながら「安全・安心な商品とは何か」について考えていただくことを目的に、食品工場見学バスツアー「動く消費者講座」を実施しました。

(京都生活協同組合, コンシューマーズ京都との共催事業)

< 見学場所 >

11月19日(火)

株式会社若草食品(奈良県北葛城郡)【参加者15名】

11月26日(火)

雪印メグミルク株式会社京都工場池上製造所(京都府南丹市八木町)【参加者19名】

こんにゃくづくり



雪印工場見学



⑬消費者問題学習会の開催

京都市と特定非営利活動法人京都消費生活有資格者の会との共催により、消費者問題学習会を2月に開催しました。

将来に向けた資産づくりを考える際のきっかけとしてNISA(ニーサ)(少額投資非課税制度)を中心に講師の方に分かりやすくお話していただきました。【参加者39名(定員50名)】

注目のNISA(少額投資非課税制度)

～今知っておきたい資産運用～

開催日時 平成26年 2月8日(土) 午後1時30分～午後3時30分

講師 特定非営利活動法人エイプロシス 証券カウンセラー 久保正春 氏

主催 京都市, 特定非営利活動法人京都消費生活有資格者の会



⑭消費者団体懇談会の開催

消費者団体との連携を強化することを目的に、毎年度懇談会を開催しています。

今年度は3月4日に開催し、7団体7名(24年度9団体8名)の方に御参加いただきました。

当センターからは、平成25年度に各団体と連携して取り組んだ事業のご報告や平成26年度の国の予算のお話をさせていただき、各団体からは、各々の取組内容のご紹介や当センターに対するご意見・ご要望などをいただきました。

消費者団体懇談会構成団体(9団体)

- ①NPO法人コンシューマーズ京都, ②京都生活協同組合,
- ③NPO法人京都消費生活有資格者の会,
- ④京都市消費者モニター等経験者の会, ⑤京都市地域女性連合会,
- ⑥住みよい京都をつくる婦人の会, ⑦京都市生活学校連絡会,
- ⑧京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会, ⑨こぶしの会

消費者団体懇談会の参加状況

平成25年度

開催日 3月4日

議 題 「消費者教育の推進に向けた各団体と本市との連携の在り方について」ほか

<参加団体>

NPO法人コンシューマーズ京都,
京都生活協同組合,
NPO法人京都消費生活有資格者の会,
京都市消費者モニター等経験者の会・こぶしの会
京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会,
京都府生活協同組合連合会

平成24年度

開催日 3月7日

議 題 「消費者啓発に係る各団体と本市の連携の在り方について」ほか

<参加団体>

NPO法人コンシューマーズ京都,
京都生活協同組合,
NPO法人京都消費生活有資格者の会,
京都市消費者モニター等経験者の会・こぶしの会
京都市地域女性連合会,
住みよい京都をつくる婦人の会,
京都市生活学校連絡会,
京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会,

⑮「落語で学ぶ消費者問題」の開催

昨年度に続き、高齢者や見守り活動を行う方など、広く市民の皆様に消費者問題に関する話題を分かりやすくお伝えし、理解を深めてもらうことを目的に、3月に3回開催します。

前半が落語。その後は、笑福亭松枝師匠、当センター消費生活専門相談員と司会者の3人により、最近の消費者問題について気をつけていただきたい点を、クイズをまじえて分かりやすく解説します。

当日の落語はDVD化し、出前講座などで活用する予定です。
【平成24年度参加者総数148名(3会場合計)】
(25年度は昨年度より多くのお申込みをいただいています。)

落語で学ぶ

消費者問題

悪質商法の手口とその対策を落語で分かりやすくお伝えします！

笑
えまへんでい



ダマされたら

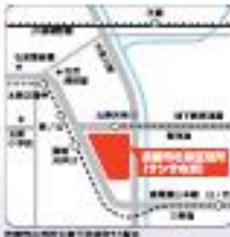
落語家
笑福亭
松枝

平成26年 3月

6日(木)

12日(木)

午後2時～4時
10時～12時
京都市 右京区役所
大会議室 6F



8日(土)

午前10時～正午
午後2時～4時
京都市 北文化会館
創造活動室



100%

※当日、会場にお越しの際は、公共交通機関を
ご利用ください。
主催/京都市文化市民生活推進活動センター
電話 075-256-1110

事前申込制 **参加無料**

事前申込方法は裏面をご覧ください



ご高齢の方にもご来場いただきやすいよう、地下鉄駅最寄の会場での開催とするなどの配慮を行いました。

3月6日(木) 14:00～
右京区役所 大会議室
(太秦天神川駅)

3月8日(土) 10:00～
北文化会館 創造活動室
(北大路駅)

3月12日(水) 14:00～
右京区役所 大会議室
(太秦天神川駅)

(参考)

平成24年度開催場所

- ・11月2日 北文化会館
- ・11月5日 呉竹文化センター
- ・11月7日 東部文化会館

3月6日(木)右京区役所 大会議室

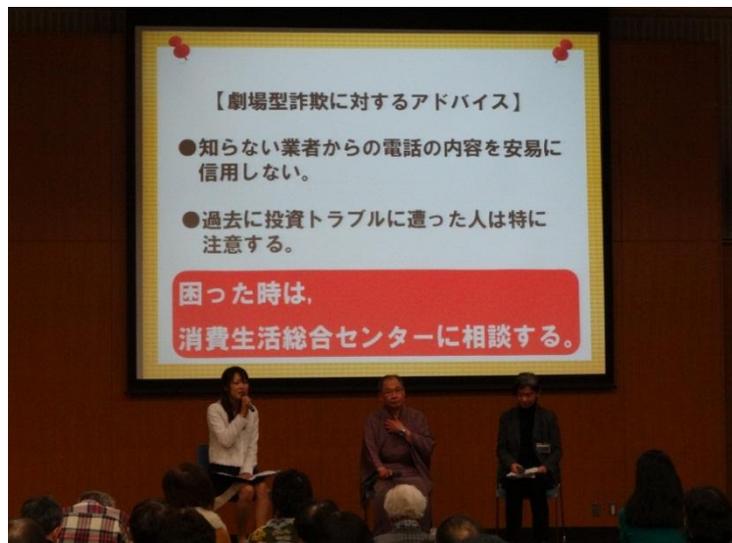


舞台の上だけでなく、会場を自由に歩き回り、来場者に語りかける松枝師匠



落語のあとの消費者問題ミニ講座にて、松枝師匠、司会者、本市消費生活専門相談員のクイズを交えてのフリートークと解説。

3月6日(木)右京区役所 大会議室(つづき)



最後は、消費生活専門相談員から当センターのご案内をしています。

3月8日(土)北文化会館 創造活動室



会場いっぱいの来場者が来られました。

右側の写真は、落語の後のミニクイズの正解を挙手で答える来場者の方々の様子です。

⑩消費生活センター案内広告等

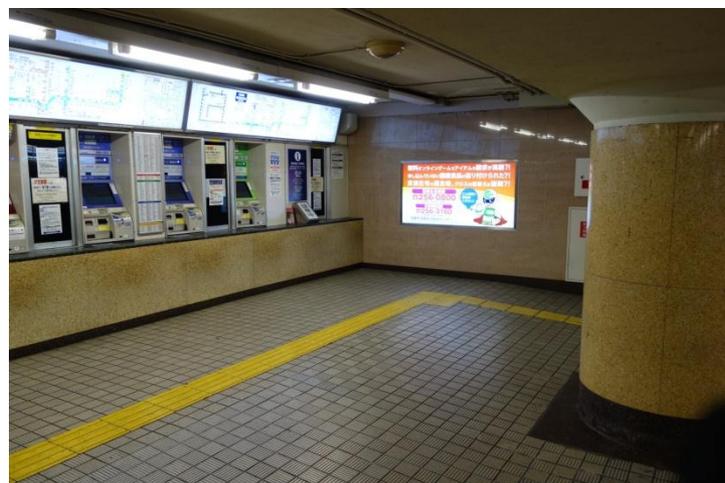
新たな生活の準備をはじめられる方が多くなる3月に消費生活総合センター窓口の周知を集中的に行うため、平成26年3月に地下鉄駅構内等に案内広告を掲示します。

- ①地下鉄サインボード(四条駅コンコース)1面
- ②阪急サインボード(河原町駅)1面
- ③地下鉄京都駅コトチカビジョン
(地下鉄京都駅コンコース コトチカ広場)10面
- ④地下鉄烏丸線車内特殊額面広告16面
(地下鉄烏丸線8車両。先頭及び最後尾車両)

地下鉄サインボード(四条駅コンコース)



阪急サインボード(河原町駅)



地下鉄京都駅コトチカビジョン (地下鉄京都駅コンコース コトチカ広場)



⑰啓発物品・啓発パンフレットの作成

区民まつりや出前講座をはじめとした各種講座などにお越しいただいた方に主にお配りしています。

センターの役割を知っていただき、困ったことがあれば、気軽にご相談いただくようご案内しています(電話番号必ず記載)。

区民まつりでは、複数からグッズを選んでいただいています
が、人気があるのは、2色ボールペンやメモ帳など。

センターの相談電話番号は必ず記載しており、当センターキャラクターの「クーリング・オフマン」もほぼ登場させています。



クーリング・オフマン

作成した啓発物品

平成25年度	平成24年度
うちわ まな板シート クリアファイル マグネット ノート 折り紙 2色ボールペン 啓発タペストリーなど	ポケットティッシュ マーカー3色セット カバー付き付箋メモ 2色ボールペン シャープペン クリアファイル 絆創膏(プラケース入り) ECOクーラーレジバッグ おこづかい帳小・中学生用 ミニホワイトボード

⑱消費生活に関する図書，視聴覚教材の貸出し

消費生活関連図書及び視聴覚教材を市民に無償で貸出しを行っています。

平成25年度

○貸出し実績(2月末現在)

- 図書 112冊
- 視聴覚教材 40本

平成24年度

○貸出し実績

- 図書 74冊
- 視聴覚教材 53本



⑱ その他の消費者教育・啓発事業について

以上で御紹介させていただいたほかにも、当センターでは消費者教育、啓発に係る様々な取組を行っています。

- 中学生向け消費者教育冊子の発行・新入生への配布
 - 消費生活情報誌「マイシティライフ」(年2回発行)の全戸回覧
 - 京・くらしの安心安全情報(隔月1800部発行)による情報の発信
 - 市民しんぶん区版挟み込み広告による情報提供(12月, 3月)
 - 京都市PTAしんぶんへの広告掲載
 - 情報メール便の配信
 - 消費生活学習すごろくのインターネット配信など
- ★また、保育園児、幼稚園児向けの消費者教育教材の作成にも取り組んでいます。

京都市内の全保育園(所)・幼稚園で継続的に使っていただくものとするため、作成に当たり、本市関係機関との連携も図っています。

その他の啓発事業の一例をご紹介します。

中学生向け消費者教育冊子

「あなたはだいじょうぶ!？」の市内全中学校の新入生への配布(26年4月配布予定)

「京(みやこ)くらしの安心安全情報」(隔月発行)の市役所案内所、区役所・支所等での配布(26年3月発行の第73号は市長メッセージを掲載しました。)



京・くらしの安心安全情報 第73号

(平成26年3月)

京都市消費生活総合センター

1 「くらし上手な消費者」を一緒に目指しましょう。



京都市長

門川 大作

近年、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家庭のつながりが弱まる中、消費者トラブルも多様化・深刻化しています。

今年度も、京都市の消費生活相談窓口では、頼んでもいない商品を強引に送りつけるという「送りつけ商法」をはじめ、消費者トラブルに遭われた市民の皆様からたくさんの御相談をお受けしております。

相談現場で働く窓口の職員にとって、市民の皆様から「ありがとう」と言っていたり、「市長への手紙」などで改めて丁寧なお礼のお手紙をいただいたりすることは、「この仕事をやってよかった」と思える瞬間でもあります。この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、「地域が支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めるためには、消費生活を営む市民の皆様お一人一人が、人と人との関係のあり方や環境問題など、社会的公共的な性格を伴うことを十分認識し、消費生活のさまざまな問題に積極的に関わり、一緒に取り組んでいただくことも大切なことであると考えております。

このような中、平成24年12月に「消費者教育推進法」が施行され、全国各地で、消費者教育を更に充実していくための取組が行っていくことが求められています。

京都市におきましても、引き続き消費生活行政の充実に取り組んでいくことにより、人と人との関係を大切にする安心感のある消費生活社会の実現に努めてまいります。

「京都に住んでいてよかった」と実感していただけるようなまち、「くらし上手」な消費者と一緒に目指してまいります。



「ふれあい“やましな”2013区民まつり」の消費者啓発コーナーの前で
(平成25年11月 山科中央公園にて)

消費生活学習すごろくのインターネット配信
主に小中学生とそのご家族を対象としてい
ます。PTAしんぶんにも広告を掲載してい
ます。

平成21年度に作成した小学生向け消費者
教育DVD「クーリング☆オフマンと学ぼう！
かしこい消費者になるために」は、京都市内
全小学校に配布しています。



以上、平成25年度の主な取組を消費者教育・啓発事業を
中心にご紹介させていただきました。京都市消費生活基本
計画の平成25年度の推進状況につきましては、改めて次
回の審議会でご報告させていただきたいと存じます。